（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部改正）

第八条　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十三年法務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （第三条の規定による戸籍法施行規則の一部改正等に伴う経過措置） **第二十四条**　第三条、第四条及び第七条から第十条までの規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、中長期在留者が所持する登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する登録証明書は特別永住者証明書とみなす。 ［一・二　略］ 三　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律施行規則第六条第一項第三号 ［四～六　略］ ２　［略］	**附　則** （第三条の規定による戸籍法施行規則の一部改正等に伴う経過措置） **第二十四条**　第三条、第四条及び第七条から第十条までの規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、中長期在留者が所持する登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する登録証明書は特別永住者証明書とみなす。 ［一・二　同上］ 三　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則第四条第一項第三号 ［四～六　同上］ ２　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。